

令和 3年 4月23日

教職員・学生 各位

危機対策本部長  
塩 崎 一 裕

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について（第 29 報 4 月 23 日）

このたび、令和 3 年 4 月 25 日付けで近隣の府県に緊急事態宣言が発令されることに伴い、本学における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針」を、レベル 1（一部制限）からレベル 2（制限一小）に引き上げましたので、お知らせします。

これにより、研究活動、授業、学生の入構、学内会議、職員の勤務形態については、下記の点に留意してください。

## 記

### ○研究活動

研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮しつつ、学生・研究生・研究スタッフは、現場で滞在時間を減らすなど、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続的に行ってください。

### ○授業（講義・演習・実験）

緊急事態宣言が発令される府県に在住、あるいはそれらの地域を経由して通学する学生のうち、対面授業の受講に不安のある学生は、オンライン授業又はアーカイブ授業による受講について、講義担当教員に相談してください。

演習・実験の実施については、各領域の指示に従ってください。

### ○学生の入構

緊急事態宣言が発令される府県に在住、あるいはそれらの地域を経由して通学する学生は、不要不急の登校を控えてください。

### ○学内会議

対面会議は、必要最小限とし、オンライン会議を中心に開催してください。

### ○職員の勤務形態

教職員の職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれていますが、接触機会の低減に向け、教育研究上又は業務遂行上支障がない範囲内で、在宅勤務、時差出勤を行ってください。

### 【参考：新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針】

<https://ad-info.naist.jp/k-soumu/member/kouhou/pdfs/2020CoVsisin.pdf>

### 【担 当】

危機対策本部  
企画総務課 有賀・安信  
TEL：0743-72-5024  
Mail：[somu\[at\]ad.naist.jp](mailto:somu[at]ad.naist.jp)